MLAにおける所蔵資料の特性と利用

南山大学史料室 コ〇一二年三月 一六三―一九一アルケイア―記録・情報・歴史―

頁

永井英治

163

How to Use the Materials in Museum, Library and Archives NAGAI Eiji

> archeia: documents, information and history No.6 March, 2012 pp.163-191 Nanzan University Archives

MLAにおける所蔵資料の特性と利用

永井英治

一課題の設定

課題とした書籍がいくつか刊行されていることを見ると、 九九〇年代の私には、 Μ LAの連携という課題を私が聞いたのは、一九九〇年代のことであった。現在、 MLAの連携の必要性についてリアリティを感じることができず、そうした課題があると 極めて先駆的な話題を聞い M L A てい たものと思う。 M Ą L A の 連携を

いう認識にとどまっていた。

もちろん、 当該自治体設置に限らない他の資料所蔵機関での所蔵を模索するときに「連携」という言葉が用いられたのである。 である。 面で、自前での資料の保存が困難なときの代替策として、「連携」という表現が用いられているように思われたの その後、 より直截には、 私が聞く限りでは、「連携」という言葉にあまりよい印象は感じられなくなっていった。いくつか 押しつけっ放しではないから、 自治体設置の資料保存機関が当該自治体域に伝来した古文書を所蔵できないような場合、 それを所蔵することになった機関で整理された成果は共有されるべく努

とを避けようとする発想があり、 力される。 つまり目録ないDBの共有である。そこには、 それが実現すれば、 少なくとも資料は保管され、 資料が廃棄されるか、 利用が著しく困難な事態になるこ 利用可能となる。 しかし、

縦割り意識はこのような「連携」すら困難にする可能性がある。

体的根拠を与えてい 11 画 像 連 強 理念的 音声にせよ、 の技術的な中核となるデジタル技術は、 問題 MLAはなぜ連携すべきなのか―につい る。 メタデータにせよ、 技術的問題が解決されれば、 デジタル化され 処理可能な記録容量の増加によって精密化を遂げ、テキストにせよ、 MLA連携という課題は容易に実践されるというものではな れば一 ての 括して扱うことを可能にし、 議論が追い 付 いかず、 実践のための模索が現状のよう MLA連携の実現に具

に思わ

'n

よいであろう。 る。 って、それぞれの施設が単独であったとき以上の機能を発揮できることを関係者自身がアピールできるからであ なぜMLAは連携するのか?これまでの議論の特徴は、 研究の意義を丁寧に解説 それは、 MLAの担当者それぞれの現状を一番詳しく知っているということと、 して理解を得なければならない現在においては、 MLAの担当者が議論を担うことに特徴があると言 Μ LAの連携の意義を関係者自ら M L Α の連携によ いって

解説するのは、

供給が需要を生み出すかに見えるが、

今日においては当然必要とされる措置である。

進 あるから、 してどのような事態が生まれるかを考えることは難しい。 めてい か Μ なけ 連携 L A O 'n 0) ばなら 効果を具体的に考えることができる。このゆえに、M、 連携という課題に接したとき、 М Ļ 担当者は、 Aそれぞれについ それぞれ担当する施設をよく知って Ļ て一定の A O 担当者は、 理解がなければ、 連携につい そ ħ て議論 る が 連

そこで考えなければならないのは、 MLAの連携には、 利用者の視点は十分に意識されているのであろうかとい

上 0 は十分行なわれてい う きる。それが十分でない場合、 連携 蔄 の機能を提供できるようになることは、 である。 が 何 0 ため Μ に議 るとは Lに比べて一般のなじみが薄いと言わざる得ない Archives に関して、 論されているかを考えたとき、 言 11 専ら施設・人員が足りないという理由に帰することも理解される。 難 0 1 むろん、 期待されているものと考えられ Mでもしでも、 単独では存続が 利用者の視点が重視されていることは十分に理 危ぶまれ . る。 る M L A が、 利用 連携によって今まで以 者 の視点とい しかし、 Μ Ď L A 解 議 で

ていよう。 ものであれ、 デ ・ジタ ĺ 実はここで、 技 デジタル化可能であ 術 の進化 / 深化が 利 用者の便宜が、 M れば、 L Aの連携を担保できるの すべてを一律に扱うことができるという強みが、 理解を得やす ĺλ 連 は 携の効果となるのである。 何故 か。 才 リジ ナル 資料がどのような形 デジ タル 情報に期 熊 待され

れる。少なからぬ学問分野が、 資料を分析して研究するための作業から少しでも軽減され 誰でも利用できる資料を考察し、 れば、 論理によって展開するものとなる。 どこに資料があるかに起因するハンディ は 解 消

あれば、「足で稼ぐ」研究は少なくなる。そのことの弊害も心配されるが、

利用者として研究者を考えれば、

関係する資料が網羅的に、

しかも自宅や研究室にい

ながら利用できるので

資料を利用できるようにする作業が

となっ 学史編纂の場面で、 た資料はもはや不要であるという発言を職 編纂事業が終了し、 年史が刊行されれば、 員 から 直接聞 必要なことはそこに書いてあるのであるから、 い た② この職員にとって、 研 究が 進 展するとい 拠

オリジナル

0

資料の

保管が重視されなければならな

私

は、

大

ただし、こうした利便性を担保するためには、

とは しく読み直すという地味な作業は、 理 解 の外にある。 残念なことに、 理解され 研究の 進展 難 11 0) は新資料の発見によって行なわれるものとされ、 かもしれな 既存 の資料を新

したがって既知の

オリジナル資料の重要性を訴えることも、

研究者にとっては重要な社会的業務となる。

既

知

0

保するのは それを可能とするためには、 資料である。 戻ることが必要となる。 か 資料であっても、 ら読み取ることができる情報の一 オリジナル資料に他ならない。 利用者の 新たな分析の手法や視角によって、 便宜を図るものとして期待されるデジタル情報は、オリジナル資料があって初めて実現され それらの新しい情報もデジタル化されて提供されることになるが、 オリジナル資料が保管されていなければならない。 部であって、 既にデジタル化され それでは対応できない分析の手法や視角では、 これまで知られてい た情報も、 やはり真正性を担保するの なかった情報を引き出すことができる。 デジタル化が可能な情報は、 その情報の真正性を担 オリジナル Ú オリジナル 資料に 資料

その真正

性が裏打ちされるのである。

この当然の前提は放棄できない。

に存 要がある。 えば大量印 ぞれが所蔵する資料の特性を理解する作業を基礎としなければならない。 的な管理 るのかを考えるだけでなく、 このように考えれば、 在することになるものではない。 は 連携によって、 刷物が図書館に収蔵されるときとアーカイブズに収蔵されるとき、 困難となる。 それぞれのオリジナル資料の特性に対応した管理が不可欠である。 デジタル情報の真正性を担保するオリジナル資料の保管では、 資料群としての性格や伝来情報が考慮されなくなり、 それが当該施設に収蔵されていることによって資料に何が期待されるの 資料にとって外在的な情報を維持することは、連携にあたっての基 そして、 施設によってどのような違い それぞれの資料がそれ自体は 資料の特性を理 デジタル情報 M L A 解するとき、 0 かを考える必 連 のような一元 携は、 が現 それ 例 n

料 るかについて検討することで、 А の真正性につい のそれぞれで必ずしも同じ議論で処理できるとは限らない。 そこで本稿では、 て考える。 資料所蔵機関において資料はどのような特性を持つものとされ、 資料が単独に存在してい M L A が 連携する前提を考える。 れば、 真正 アー この作業の 性の担保は、 力 イブズ資料は、 補助線として、 資料それ自体に また所蔵資料に何が期待され 本来真正性を前提としている Μ 求 L A に めら ń 所 るが、 蔵され る資 М L

0 と言えるが、 相 違が現れる。 アー 連携のためには、 カイブズにとって前提 このような相違点を自覚しなければ =結論であるこの命題を、 Μ L Ā Ø ならないと考える。 比較によって考えると、 施設それぞれ

二 資料の真正性概観

ある。 作でないことが維持される。ただし、偽作・改変された資料は、 された段階以後、 資料 歴史学では、「歴史」を創作する心性が研究対象とされる。 0) 真正性は、 改変されていないことの二点が確保されなければならない。これによって、 少なくとも、 ①意図しない場合を含めて、 作成された段階におい その行為が行なわれたことを明らかにする資料で したがって、真正性とその価値は て、 偽作でないこと、 作成された段階で偽 一義的に決定 2

定する。 n 議論されるものではなく、 能性の るのであり、 般的 有 その判定基準は、 :無を推定する。 資料の真正性を明らかにするためには、 そのものではないとしても、 何についての真正性が問題となるかを考えなければならない 多くの場合、 つまり、 同種 同種・ 類似 資料に内在する情報が、 の資料に内 類似の資料から蓄積された情報であり、 資料そのものに内在する情報を引き出 在する情報の体系が、 真正性の判断基準となる。 真偽を判定する基準として利 それらを参照して、 分析して真贋を鑑 偽

それ自体はひとつの資料である。 となる。 のテキストの真正性とは次元の異なる問題である。ただし、改変されたテキストを新たなテキストの記述と見れば 、スト テキストの内容が、 0 場合、 記述された段階から改変を受けてい 現在から見て、 事実/真実であるか否かは、 ないことが、 同時代史料としてのテキストの テキスト解釈の問題であり、 真 正 性 0) 根

アーカイブズ資料については、業務で作成された文書・記録を議論の対象とする。

でそれが指摘された場合、 現用段階では、業務文書が不正に改変された場合、 真正でなければならない。 不適切な業務運営と判断される。 業務の遂行に支障を来すことになる。少なくとも、 したがって、 現用文書は、 本来的にはすべて真正であ 業務監

査

を担保するのは、 組織が定める手続きまたは慣用にしたがって作成された文書であることが、 現用文書の真正性 手続きである。 の根拠は、業務で適正に作成されたことに求められる。 業務文書において真正性とは、 真偽判定の結果ではなく、 より正確には、 真正性の根拠となる。 業務遂行の一環として、 前提である。 つまり、

業は必要であるが、手掛かりとしてモノがある。これに対して、 改竄 ・偽作は、 不正な資料がそのものとして存在する。それが改竄・偽作されたものであるか否かを判明する作 紛失は、 検討すべき手掛かりがなくなる。 文書台

るためには ズ資料の真正性は、 れ 判定することは困難である。 帳が作成されてい なかったことになる。 組織 (の文書管理にアーカイブズが積極的に関係しなければならない。 れば可能性は残るが、 当該アーカイブズに移管される以前の記録管理に期待しなければならない。 これを防ぐためには、 紛失 (破棄) によって一切の手掛かりが失われれば、該当する業務そのも 件名記録がなければ、一枚の文書がもともと存在していなかったか否かを 現用段階での文書管理を厳格化するしかない。 つまり、 この限界を改善す のが行なわ カ 7

は、 ライフサイクル論に基づいて、 本来の状態が真正であり、 真正性を維持することがアーカイブズの責務となる。ここでも、 非現用となった業務文書がアーカイブズに移管された場合、移管された業務文書 真正性とは、

判定の結果ではない。 のでなければならない。 アーカイブズの業務は、 単純に言えば、アーカイブズに移管されてきた非現用化した業務文書は、 真正性を維持することであり、 維持されている真正性を担保するも その段階で真正

ジ

タ

T

力

イ

ブ

0

真正性は、

保され

7

る原本に依

拠する。

原本から改変なく複写されていることが、

複写資料一般として議論できる。

複写資料

が

?持つ

情 報

0

真正

正

が 担

証する。

の複写行為が改変を伴わないものであることは、

7

0)

み保証される。

メ

タデー

タの記述によって、

オリジナル資料からデジタル化されたデー

タの

真正性

を保証する

現状ではアーカイブズによる複写作

成

0) 0

信

頼

K 性

ょ

複写資料のテキスト

画 性

像 は

真正 真

極 が ずれ これでは、 維持されているものであるから、 ア アー ĺ カイブズに移管されてきた業務文書をすべて封印すれ カイブズとは言えない。 それらに改変を加えないことがアー アーカイブズ資料の真正性は、 れば、 カイブズにおける真正 アー 真正性は維持され カイブズの機 能に即 いるが、 性 (1) 利 して維持され 維持となる。 用 はできな

なけ

n

ばならない

改変ではないことを明らかにする手段が講じられなければならない。今、 避 変化によって異なるものとなるから、 それによって、 を担保する。 あ は る。 けられよう。 結果は、 人情報を保護するために行なわれる固有名詞 意の どのような理由により、 ただし、 改変」 ゆえに、「善意の改変」 部の情報公開が保留された状態であり、 公開が保留された部分の原本においては情報が記載されており、その原本の真正性が、「善意の改変」 原本の真正性を保護しなければならない。とくに、 ただし、 であると言えるかもしれ そのような情報そのものを明らかにすることが合理的でない場合も考えられ どのような性格の情報が非公開とされるかを明らかにす は原本に対して行なわれるべきではなく、複写物への加工としてのみ行なわれ 原本は改変してはならない。 ない。 では、「善意の改変」はどのように認められるのか? の墨塗りが合理 情報を保護しなければならない場合にはやむを得ない 的根拠のある行為と認められるような場合、 保護されるべき情報は、 また「善意」 直ちにその回答を用意することは が合理 れば、 的 根拠 時間やその他の条件 を持 恣意的 0 な運 か 用 恣意的 措置 は できな それ 0)

はなく、 正 という議論があるが、オリジナル資料のメタデータとデジタルデータの一対一対応によって、デジタルデータの真という議論があるが、オリジナル資料のメタデータとデジタルデータの一対一対応によって、デジタルデータの真 性は担保される。その前提として、デジタル化の作業手順を解説することが必要である。 史料群を一括して作業手順を明らかにしておけば、この手続きは果たされよう。 個々の資料に対してで

は開示されなければならず、 原本を劣化から保護するため、 の質に制約されるため、 再現される情報は、 デジタル化など複写の性質に制約される。複写資料から原本の真正性を論じることは、(E) 著しく困難である。 原本に接することのできない者への責任の自覚が強く求められる。 閲覧を制約しなければならない場合など、 したがって、 原本に接することのできる者の責任は大きい。 資料所蔵機関が原本を調査して得た情報 とくに、 情報

三 伝来情報が担保する真正

古文書では、 書の可能性が 上 島有は、 伝来が真正性の判定に大きく影響することを示している。 中村直勝の感想に付して、長年東寺文書の整理に携わった経験から、東寺に伝来した文書はまず偽文 なく、 他の文書群なら疑問を感じるような場合でも東寺文書であれば利用できると述べた。これは

報として記録しなければ、 伝来の経緯は、 古文書それ自身には記されていないことが多い、 外在的な情報である伝来情報は消えてしまう。 外在的な情報である。 伝来の事実そのものを情

この場合の伝来は、 しうる同時代において、古文書に記された形式的な宛先ではなく、その文書によって利益を得る者=実質的な宛先 伝 来が重要となるのは、 現在それがどこに伝わっているかも含まれるが、 古文書はそれを持つことで利益を得るもののところに伝わるという伝来の原 基本的には、 当該古文書が本来の機能を果た 則 拠る。 ように

真正

性を判

莂

する伝来情報は

当該古文書には記され

ない

ことが普通で

ある

から、

調

査

整

0

ての利

が

期待」できたから、

ということになる。

れ 移動が起こることがあるが、そのような場合を除き、多くの古文書は所蔵者の下で保管され続ける に古文書が発給された事実の延長としての伝来である。 なったとき、 .る)。こうして、 趣味または学術的な関心から、 現在にまで古文書が伝来されるため、 あるい は由緒の確定という現実社会にも影響し得る目的 近世社会になって、 伝来は古文書の真正性を担保する一 中 世文書が本来の機能を果たし得 情報となる (または 0 ため 文書 廃

府による手続きもなかった。 らに事例を挙げることは可能であるが、 (V の参考文献として備えられる。 てくれるものではなかった。 所領の名さえ合致すれば、 ようとする。 る。幕府裁判に限らず、 ただし、古文書を持つことで得られる利益は、相当に拡張できる。 越訴によって判決が覆る可能性を持ち、 それらは、 書い 自分とはまったく無関係な古文書でも該当する。 敗訴した者は、 要するに鎌倉幕府裁許状は、 したがって、 これは記録の参照に過ぎないのか、 経験であるだけでなく、 要するに、 将来のため勝訴者が作成・獲得した文書の写 鎌倉幕府裁許状を持つことで得られる利益は、 不易法によらなければ確定しなかったし、 大切に伝来された古文書は、 将来、 それを持っているから幕府が自分のため 相手方の主張にすべて反駁し、 利益を回復するための準備 中世的文書主義ない 反対に、 それが伝来されたのは、 鎌倉幕府裁 (案というべきか) し文書フェテシズムでは 多分に自力救済によって 判決を実現するため 自 か判然としない。 一分が 許 状 0) 勝訴するため 利 は 益 自分にと を実現 を入手 倉末

反対に古 実に記録しなければならない。 書店が介在し、 同一伝来古文書群を分割して販売することは、 現状記録は、 この点で、 伝来を証明する有効な方法となる。 伝来の状態を破壊してしまう行為に等

< 利 用にも著しい不便を招くことになる。 括では売れそうもない高い 値段であるが、 分割すればコレクター が

買えるからという理由が分割を招くが、そもそも高い値を付けたのは古書店である。日本では、このような文化の 同様に著名なコレクターを経過したことは、由来を語り、 文化の私有という問題である。著名な古書店の「目利き」があったとしても、文化の破壊の弊害は否定できない。 破壊行為を抑制することは不可能と誰もが思っているが、いつまでもこの現状は変わらないのであろうか。これは コレクションの意義を語る材料にはなるが、それを以

対

、象に価値を与えると見るためには相応の手続き/議論が必要である。

ぎない研究者の priority を厳しく批判する点も、 作成した文書などを取り上げて、私有権の主張に対して、公共財という視点から丁寧な反論を行なう。 権利―』での議論は示唆に富む。著者は、 限される)、文化を公共財とみるジョセフ・L・サックス『「レンブラント」でダーツ遊びとは―文化的遺産と公の は主張することによって行政を批判する人の主張、作品の著作者の権利を慎重に判断している点である。 このようなことから、 著者が原則論を振りかざして批判を加えるのではなく、 所有権を絶対不可侵とするのではなく(日本でも所有権は、「公共の福祉」のためには制 著名な芸術作品や人類史上意義深い遺跡、 公共財の視点から説得的に提示される。 個別の事例に即して、 公職にあった者が職務として 私有権を主張する人ある 注目される 慣行に過

なければならない論点である。 伝来の過程で、 それぞれの所有者が「私有」していたことの、必ずしも正ではない側面を考える上で、

四 博物館資料―大学博物館と大学アーカイブズ

博物館の主題は多様であり、所蔵資料を一律に論じることはできないが、敢えて特徴を指摘すれば、基本は「モノ」

通

0

性

格に

より、

連

携

0

必

要性が理解しやすくなる利

. 点が

あ

ン オリジナ 出 5 が 0 であると言えよう。「モノ」 「す上で 形 のように二次的に形成される資料群に属することが来歴を知る手掛かりとして重要視される場合もある。「モノ」 の多様な情報は、 属する資料 成も多様であり、 ĵν 有効であるが 情報が存在して初め 群 につ (V モノがオリジナル資料であるから引き出すことができる。 作成される段階から関わりを持つい ての情報も、 他 0 関、 は単独で存在することもあ て可 心からの 「モノ」に関する情報である。 能になる。 期待に応えることはできない。そのためには れば、 わば 資料群に含まれるひとつということもある。 次的資料群を構成する場合もあ モ ノには多様な情 高精細 別 画 報 0 個像は、 が 分析方法が 一含まれ 視覚的 れば、 7 記な情 V) レ クシ 資 料

展開 た記録 せず、 考えたとき、 合に適切な事例 館の収蔵資料を取り上げて論じたい。 では、 する 記 /情報それ自体も博物館では有効利用されている。 会媒体を必要とする資料 画 でなけ 像 社会の中の大学という論点と、大学では博物館も図書館もアー や音声など、 であ 'n るか ば 否 幾 それ か、 重にも留保が必要となる。 自体 論者によって意見が分か は、 にはモ 教育研究機関である大学に設置された大学博物館は 媒体そのものがモノとしての関心を集めることは ノでは な V 資料 そのため、 れよう。 は、 したがって、 博物館 ここでは多様な博物 しかし、 になじまな 概括的に論じる場合、 大学におけ カイブズも教育研究 V 0 か。 館 る はあるが、 М の中 情 報それ L 博物館 Α 0 割り切って原則 0 連 画 自体とし か 携とい 像や音声 般を論じる場 5 端を担うと う課 ては 博物 論 存 在

収 本を含むより広範な概念とされ、 蔵 配との 野 嘉章、 は、 来 歴 大学博 0 違 V 物 を強調する。 館 0 使命として とくに学術標本は大学の教育研究のために収集・蓄積された点で一 「学術文化財」 「学術文化財」 には、 の保管を指摘する。 学術標本を分析する教育研究の過程で使用され 西野 が言う 「学術文化 財 般 0 は 博 た機 物 器 館 術 P 0

その結果としての記録などを含む。 しか ĩ 成果である論文などは、 図書館 に所蔵されるものとして「棲み分け」

配慮してい

点はほぼ が教育研究に関する資料を収蔵対象とするか否か意見が分かれているが、「学術文化財」がそれに該当するという ここに見られる 共有されよう。 「学術文化財」 卒業論文を成績判定に利用される業務書類と見る考え方があるように、「学術文化財」で は、 大学の教育研究に直接関連した資料ということができる。大学アーカイブズ

それ以外の性格を認めることも可能である。とすれば、大学アーカイブズと大学博物館は競合の

このことは西野も意識しており、

大学史資料を収:

可

ない 能を取り込む可能性を指摘する。 が、 収集された大学史資料は大学博物館に移管され、 なお西野は組織資料アーカイブズと資料収集型アーカイブズの区別を明記して 業務文書の移管・ 整理・保管・公開は大学アーカイブズ

能性がある一

方、

棲み分けが可能ということにもなる。

あるとともに、

には、 大きい。 に残されるとすれば、 有力な援軍となる。ここで保存されなければ廃棄されてしまうという心配はなくなるのであり、 資料の保管が確実に行なわれるのであれば、 これは、 教育研究に関する資料を大学アーカイブズの保管対象とすべきではないとする意見 どこで保管されてもよい ―わけではな

大学博物館が 資料がそこに所蔵されるのは、 「学術文化財」を保管するのは、それが十全に保管されていないという現実が前提にある、 それに相応しい理由がある。

つ

文化財」を利用した研究の部分をはずせば、「学術文化財」そのものの研究と資料の利用提供を担う施設であって 性格を持ち得る大学博物館に設定し、 にするため、 大学での教育研究の素材となった資料を保管し、 大学博物館で 「学術文化財」 大学博物館が を保管する。 研究の再検証や新たな視点や分析方法による再調査 「学術文化財」を保存する積極的な理由とする。 西野は、 このような研究の担い手を、 学際的 仮に、 /学融 研究を可 合的 「学術

てい

である。 それでも大学博物館でよいと思われるが、 研究資源/文化資源アーカイブズを名称とする施設が想定可 能

的 のに対して、 カイブズとは何か」という命題に答えるため、 められる。 重視される。 に論じてい 大きく異なるのは展示である。大学博物館に限らず、 資料の主たる利用方法が異なるのである。ただし、 大学博物館 大学アーカイブズでは、 るので、 アーカイブズにさらに接近する。大学アー は間口を広げていこうとする。 展示を中心的な業務とするのではなく、 担うべき業務の中核となる収蔵資料を限定的に捉えようと指向する 博物館では、 西野は大学博物館での「学術文化財」の公開を積 カイブズが、「大学アーカイブズとは何 展示は研究成果を発信する重要な方法として 個別の資料閲覧に対応することが求

示している。 であろうか。 解説 では、 (の蓄積を実感せずにはいられないし、大学史が学術史 大学アーカイブズと大学博物館は、大学における教育研究に関する資料では、 展示される。 そこでは、「学説史展示」として、 明治大学博物館の考古部門では、 館蔵品に拠ることができない一部の展示を除けば、 旧石器時代から古墳時代までの日本列島の歴史を館蔵品によって展 明治大学での研究および教育の歴史が考古学史と重なりあうよう (研究の再検証) これらの展示から明治大学での考古学研 の重要な一翼を担うことを示す好例とな 相違点は解消されてい

現 あ るすべての教育研 ŋ 可 で能な議論となっている。 か 大学博物: これ は考古学という一分野での実践である。 館一般を論じていても、「総合研究博物館」の名を関した東京大学総合研究博物館であ 究の成果を網羅するものではない。 その総合研究博物館を持つ東京大学でも、 西野 大学博物館も多様な主 0 議 監論は、 国立大学という限定を付した大学博物館 諸研究機関に所蔵される「学術文化財」 題を持ち、 ひとつの大学で行 ればこそ実 は n

関する資料」「学術文化財」 文化財」 どのような資料が収蔵されるか議論されないまま、 るから、 少なくない。 大学アーカイブズが何を目的とし、 大学アーカイブズの方が、 の一部の を所蔵する。 網 資料が大学博物館に収蔵されるのであるから、 羅的ではなく体系的・系列的であるとするが、すべて知の体系を実現している大学は稀であり、 西野は、 このような選択性が実際であり、 大学博物館は大学での教育研究の結果として蓄積される学術文化財を収蔵対象とするのであ 大学という場においては、 の行方は決せられる。 どのような性格の施設であるかの自己規定により、 既成事実が積み重ねられてい 資料収蔵機関の設置趣旨 むしろ、 現実の大学博物館は、それぞれ固有で特定の 不可避であれば、「大学での教育研究」という括りを持 非選択的な収蔵を可能とする。 機 能 . 目 「大学における教育研究に 的を明らかにしなけ つまり、 分野 大学博物館 0 その 「学術 中

そこに含まれると考える。 すなわち教育研究の成果を社会に発信することであり、 うことはよほど望ましい姿であると考える。ここで言う「適切な方法」とは、大学が社会から期待されている機能 大学広報の機能を持つことがあるが、 創設者の理念」 なお、 私立大学では「建学の精神」「創設者の理念」などに結び付けられて、 これは成果だけではなく、 私は、 適切な方法によれば、 教育研究の過程も発信するものであり、 教育研究の過程で大学に集積された資料を公開することも 大学アーカイブズや大学博物館が広報機能を担 大学アーカイブズや大学博物 それは 一建学の精神 館 が

五 図 書館資料

から乖離するものではない。

図 書館資料で基本となる大量印刷物では、 真正性を議論することは馴染まない。 同じ書籍 雑誌その他が複数あ 題になろう。

これは、

問題の性質としては、

b

ある。

ることが当然とされるから、 オリジナル/コピーという視点が成立しないのである。ただし、次のような事態は

問

題となる。

行後すぐに図書館蔵書となってい 発行部数が少ない学術書では、 数年の内に版元品切れとなり、 ればよい が、 品切れとなった段階で利用者のリクエストに対応するとなれ 増刷の予定もない状態になることが多々ある。 刊

理 由 により、 版 社と印刷会社 納品部数以上が作成され、 0 間で納品部 数が決められると、 出版社には契約の部数だけが納品される。 その数だけ印刷・ 製本され納品される。 印刷会社に残った余分は、 しかし、 r J くつ

書店から購入することになる。

落丁が見つかったときの取り替えや、

見本として利用されるようである。これが、

古書店に流れてしまった場合、

ば善意の第三者であるが、 適正なルートを経由したことにはならない。著者検印の制度は、こうした契約違反が発生しないための手続きであ つまり、 このような不適切な流通は起こり得るのである。このような書籍を購入する場合、 図書館の蔵書にそのような過程を経た書籍があることが明らかになった場合、 不法に取得された文化財を博物館などが所蔵することと変わらない。 経緯を知らなけ n

論される。 まひとつ、 义 書館 0 側 0 問 .題とは言い切れない が、 複数種類のテキストの存在も、 図書館資料を利用する側 か

数 種類 のテキ ストの 発生は、 おもに著者の 事情に による。

誤植 研 一の修 究者は、 正 が行なわれるのは当然として、事実の誤りを訂正したり、 学会誌や紀要などに発表した論文を集成して、著書として論文集を刊行する。 論旨の変更に及ぶ修正が施されたりすること このとき、 単

179

誤植は修正したいと考えるし、 研 究史・学史的な関心からは、 その後の研究によって深化した成果を盛り込む機会と考えるのは、 初出時の形態を維持することが望ましいこともあるが、 著者自身とすれば、 研究者として自

然な発想である

うとする姿勢を否定することはできないし、 手困難な論文が論文集としてまとめられ、 のテキストには何らか 冊の著書として論旨を整理し、 誤記 誤植の修正は行なわれようし、本文をそのままに補注を加える方法もある。 の改変が加えられるのであるが、 現時点での成果として問うことはひとつの見識として評価されよう。一 簡単に読むことができるようになるのも、 すべきでもない。 著者による、 しかし、 その段階でのより正確なテキストを提 そのために同一タイト 学界 1 ずれ の貢献である。 jレ の場合も、 同 著者による 供 初 この場 出

入

時

場 それが別の印刷物に収録された場合、 記することになろう。 合には、 原則的には、 先行研究としてこのようなテキストに言及する場合、もっとも丁寧な方法は、 最新のテキストに拠ることが必要であろう。そのための情報入手は、 依拠したテキストを注記することになるであろうが、 しかし、 字数が制限された中では、 その書誌データを示し、 省略できる部分は省略しなければならないこともある。 両者の間でのテキストの改変如何について簡単に注 入手の簡便さや、 初出時 専門分野に 研究の進展を踏まえるべ の書誌データを書き、 関 しては トレースして 次に

複数種類のテキストが発生する。

論文の初出デー できる場合もあるが、 ば、 て当然であるが、 それを見なければならない。このような論文集にどの既発表論文が収録されているか、 タは当該書籍そのものを手に取らなければ不明である。 異なる分野については同じようにはいかない。 冊の著書としての形を整える中で、 表題が変わってしまうこともある。 著書として刊行された論文集が刊行され 同様の事態が文学作品では、 目次から 現段階では、 本文研究とな ある程 度 てい 収 推 定

画

る。 れに似た事態は、 レンスに依存しなければならない。 この 場合は、 学史的な関心から起こり得る。 作品が最終形態に至るまでの変化が、 些細なことであるかもしれないが、 図書館がこのような課題に対応する場合、 作品や著者を理解するための経路となり、 不案内な初学者には重要な情報である。 現状では 研究論文でもこ 別 のレファ

偽装 が学術的 のようなことを考えると、 なお、 の対 象ない 価 図書館には、 値とは しは仮託された著者の作品としての真正性は持たないが、 直結 前近代の版本や手沢本など、 L ない 図書館 市 場 価 が持っているデータも決して完全ではないことがわかる 値を持つ場合、偽作が作成される可能性は否定できない。 複数の存在が期待できない資料もある。 それ自体は、 偽書として、 これらの資料 偽書または

六 义 書 館 の変容

本としての資料的価値を持ち、

研究対象となる。

あるいは仮託

仮託

は、

本稿には、 しかし、そこに問題の 過去の É めに 先端技術論は になっ てい 端がある。 ない。 るのであろう。 何よりも私がそれに通じていないためであるが、 私のような者ですら、 人文学系でのPC利用の 先端技術は、 黎明期 <u>?</u> 書か に書か れるその段階 ħ た論文

しまう。 うのである。 は [像によって、見えていなかったものが見えることの効果は大きい。 前提としてい ハンディなデジタルカメラの 数量的な水準が桁違いに進化して、 る技術 的 な限 界が過去のものとなっているため、 画質の「向上」を眺めれ 処理可能な情報の ば、これは十分容易に理解されよう。 パ 「質」 今や、 ラダイムシフト が :飛躍的に向上したかのように思わ 画素数の少ない が あ つ たかのように 実際、 見 手 高 7 精 n 細 7

画像となると、

な

利用 のため の粗い画質がイメージされてしまう。 過去の技術水準は、 「想像」するしかない のである。

が野から 報技術は段階的に進化するものなのか、どこかで画期的な変化があるものなのか、商品開発の戦略も関 推 測 は 困 難である。ただ、 進化・改良が果てしなく続き、過去を顧みることはない。 成果を利用する側 わって、

からすれ 低水準の技術に拘る必要はないのかもしれないが、 記録された情報を利用できなくなるという危

は 強

経済学に経済史があるように、多くの学術分野には学史という方法があって、

現

在

の自己

法学に法制史が

なあり、

術 の位置付けを再確認する。 政策が論じられる。 その読者は理工系の人々なのであろうか。 科学史は、 ほんらいすべてに亘るはずであるが、 もっぱら理工系が対象とされ 科学技

こうした素人的発想を考慮する必要がなければ、 研究を参照する必要があまりないのかもしれない。 は、 すべての学問に学史との緊張感が不可欠なのか、 プロトタイプの理解は、 複雑に進化する以前の基礎的な仕組みを理解するために利用できるのではな 過去の論文は不要であるが、 では、 最先端を追うことにエネルギーが費やされる分野では、 研究に進む以前の基礎的な学習の段階ではどうか。 先見性の担保はどのように確保され 過去の ある

このような状況が常態化すれば、 入れる必要はない。 不要であ n ば、 保存する意欲は生まれ マイグレーション 図書館のあり方は大きく変わり、 の前に、 ない。 アクセスされることがなくなる。 図書館は縮小できるし、 蔵書の「更新」 電子ジャーナル 縮小・ が抵抗なく行なわれることにな 廃棄のスパイラルである。 「長期的 利 崩 を視野に

b

ることになるのであろうか。

る³³ 図書館は フロ ーを基本とする情報 の 一 時的な駐留ポイントに過ぎなくなる。

外

七 大学アーカイブズと大量印刷 物

は多様であるが) きという議論があるが、 ブズは業務文書を所蔵すべきで、 大学アーカイブズが、 の事例を挙げることは可能である。 実態として、 大学の印刷物として研究紀要を収集所蔵しているケースは少なくないであろう。 大学での教育研究に関する資料は 紀要類や大学の援助で刊行された学術書を所蔵する大学アーカイブズ アーカイブズとは異なる施設で保管され アーカイ

以下に述べる理由により、 イ て捉えてい . の 堀 問 Ш 慎一 題、 郎は、 るのである。 図書館資料の 紀要の 所蔵が、 私はこの考え方を否定しないし、 紛失や損傷の危険を指摘している。 紀要や教員の著作物を収集しており、 図書館とアーカイブズで重複することの説明として、 むしろその効用を評価したいが、 つまり、 実際の収集の場面でも説明している。 異なる場所での重複保存を、 図書館におけるセキ 南山大学史料室では 種 の保険とし リテ

ることができない。さらに、 て補強しなければ 書館では書籍の 様である。 さらに、 ならないし、 カバ 一や帯、 管理用 南山大学図書館は、 本体から外すことができれば、 外箱の類は原則としてすべて取り去ってい の磁気テープも複数必要になるのかもしれない。 かなりの雑誌を製本するので、 カバーと本体にラベ る。 雑誌の外見は大きく変わる。 破れやすい ルを貼らなければ 図書館ではこうした手間を 紙の カ ならな] は ラッ 外 け

ころが、 験する。 見がすっ 年史編纂では、 図書館の蔵書では、 そのようなとき、 かり変わってい 読み易くするという理由で本文編に写真を多く入れることがある。 研究機関につい たりと、 ラベルが貼られていたり、 被写体としてはやや適切さを欠くのである。そこで、 ては、 発行した紀要や書籍等の写真を掲載することがよく見られ カバーや外箱が失われていたり、 自治体史でも 南山大学史料室では 南山大学の場合は 同 様 0 発想を体 誌 钔 0

刷物の本来の形態を維持すべく、 管理番号は内側に書いて、 外見の変化がないようにしているのである。

固有の形を与えており、 こうした指向はフェテシズムの一種であるかもしれないのであるが、 それ自体が研究対象である。(3) しかし、そこまでを図書館に期待することは難 書籍の装丁は、 本文とともに、一 Ü 13 冊の本に やはり、

図書館は内容=テキストを提供することに主眼を置くことになろう。

録 の端が焼けた、 トに過ぎない書籍であるとしたら、 の仕方が採用されること、 の上では、 とすれば それが復元できたとしても、 同じ書籍 ところどころに傍線や書き込みのある、 ・雑誌であっても、 は実は理に適っているのではないか。 対象とする研究者の営為に迫ることができるのであろうか。ややかび臭く、 現物がバラバラに保管され、 所蔵機関の別によって、 研究対象となる人物が読んだ書籍そのものを読むことで、 ひとりの研究者の蔵書と著作について、 異なる利用の仕方があり、 しかも蔵書そのものではない、 それに対応 同 D B じテキ する保管 -| | |

頁 ス

その人物の追体験を試みるという発想は、 して得られる、 表現の困難な 「勘/観」ではなかろうか 情緒的に過ぎようか。 しかし、 人文科学研究で必要なのは、このように

ーカイブズがそのためだけに印刷物を本来の状態で保管しているのではないが、

オリジナル資料に接

したとき

の昂揚がこれに類するように思われる。 の違 が考えられるのである。 とすれば、ここに見られる「重複」 異なる所蔵機関が、 同じ資料を重複して持つ場合、 は 一 方のオリジナル資料を廃棄して簡 このような利用のされ 単に解

決されるものではない。 方 ,理解できるものではな

資料の多面的な性格―むすびにかえて

刷 学の活動がまとめて記載されるなど、 た情報に基づいて作成されている場合の情報提供者によって保管される資料があるからである つひとつを見た場合には一次史料とは言えないことが多い。 物は有用である。 大学広報印刷物も大学アーカイブズで所蔵される。 こうした一次史料に拠らなければならない)。 過去の業務 (行事) について問い 利便性が高い。 しかし、 (V 広報印刷物や大学の業務記録をまとめた印刷物は、 合わせがあったとき、まず参照される文献である。 つ、 これらの印 何が行なわれたかを手早く知りたいとき、 それらが典拠とした資料が存在する場 刷物は、 堀田慎 郎が指摘するように、 (厳密を期すために 一合や、 提供され 記事ひと 大 印

「今」を伝える広報印刷物が、「過去」を伝える史料になったことを意味するが、 も「今」を伝えるためにあり、「今」に至る過程として歴史の一部が語られる。 あ れ いれば、 刷物も「今」を伝えるが、 ているか、 これらの文献は、 何よりも「今」を伝えることが重要であり、 堀田が指摘するように、 広報担当部署にも置かれる。 保管され、 万全を期待することは的外れであるかもしれない。もともと、 過去を知る手掛かりとなったとき、「過去」を伝える媒体となる。 閲覧の方法は一律ではないし、 利用者もそれを知るために閲覧する。 それは資料が性格を変えたとば それぞれの部署で発行される広報 バックナンバーがどれだけ 広報担当部署が 広報印 これは 何 刷

それまでとは異なる新たな機能を与えられる。 はじめから史料であるわけではない。 じめ から史料として利用されるために作ら ライフサイクル論によれば、 しかし、これを、 れるのは、 史料集であろう。その史料集に収録される「史料」は 文書の多様な性格の中から、 アーカイブズに移管されたことにより、 特定の部分が強調さ 文書は

n た結果であ b, 文書が 本来 的にそして潜在的に持 · つ てい た機能であると見れば、 record continuum 論 13 限 ŋ

接近する。

考え方に従えば、 それ自体、 元に ると考えた方が適切ではなかろうか。 同 れ る DIRKS 方法論は、 フサイクル論に基づくアーカ れぞれの段階において、 は作成されたその瞬 時に成立 てから、 record continuum record continuum おける それ またマテリアルそれ自体から、 始動させるための作業準備は比較にならない。 が 瞬 瞬時とはいえ、 な連関が設定され、 可能であ 時 利用のある局面に 論はライ 0) record continuum 論はライフサ 論は、 運 が解説されるとき、 間に 動が含まれてい 組織全体に働きかけ、 れば、 それを利用する者がどのような情報を必要とするかの差異として理解される。 四 ・フサ 図中の同心円のもっとも外周まで広がると説明されるが、この比喩的表現には、 性格が変化することを意味しているが、 つの軸と四つの次元を描いた図によって説明される。(3) 組 1 イブズ設置の 極めて高い論理整合性に貫かれたモデルとなってい 織全体での ・クル におい る。 論に接合可能となる。 テキストとマテリアルはわかりやすい対比であるかもしれな て、 やや誤解を招く表現がなされているのではないかと考える。 瞬時であって、 多元的な性格と多様な側面のある部分が顕在化し、 異なる利用の視点から異なる情報が読み取られるのである。 record-archives 作 わかりやすさが取り込まれることにある。 周 到な準備を必要とし、 イクル 論における現用段階と非現用段階の資料の 同時ではないのである。 その利点は、 成 保存 record-archives の多元的な性格、 record 作 一管理が ラ イフサイク 成の より機能 それぞれ 段階 これは、 る。 から組 的 ル record continuum 論を実 しかし、 K 論 の軸 record-archives 運営されることが期待 0 織 わ ある部分は潜在 0 かりやすさ、 この図により 次元での同 業 多様な側 record-archives が、 このような 値 が 営を改 テキスト は、 軸と次 作 ライ 位

できるが、

技術

論は

連携を可

能にする、

重要ではあるが一条件である。

]

入された日本では、 М L Aは本来ひとつの施設として誕生し、 そのような歴史をたどることはできない 分節を遂げて、 今日のような姿になったとされる。 が、 前近代にアーカイブズ類似施設があったことは 分節後 の状 態が 導

く指摘されている

管する必要が る。 は、 カイブズが運営されることで、その資料収集アーカイブズは自らの来歴を明らかにする。 アーカイブズに関わる人々は、 ブズに所蔵される個々の資料にも影響するはずである。 文化財アーカイブズに関わる人々は、 さらに、 アー カイブズに関わる人であっても、 いまひとつ重要なことは文化財アーカイブでもアートアーカイブでも、 ゙あ b) それ が組織資料アーカイブズであるということである。 資料収集アーカイブズはアーカイブズ概念の誤用として退ける。ここに見られば料収集アーカイブズはアーカイブズ概念の誤用として退ける。ここに見られ 組 組織資料アーカ 織資料アーカイブズが対象を業務文書に限定してい イブズの必要性が理解されてい 資料収集アー その組織それ自 そのことは、 、るとは限らない カイブズの組 ると評 体 織資料 当該アー の記録を保 現状 組 であ る 資 力

統合するには、 力 イブズの中 それぞれの施設と収蔵資料の特徴 ? においてすら相互理 解が十分ではない。 期待される機能を相互に理解しなければならない。 まして理 由 が あ 0 て分節 し た M L Α が デジタル 再 び 連

二〇一〇年、勉誠出版。日本図書館情報学会研究委員会編『シ藤原書店。水谷長志編著『MLA連携の現状・課題・将来』、(1)『別冊 環⑬図書館・アーカイブズとは何か』、二〇〇八年、

註

- 化時代の知の基盤づくりへ』、二〇一一年、東京大学出版会。吉見俊哉編『つながる図書館・博物館・文書館 デジタル文書館の連携』、二〇一〇年、勉誠出版。石川徹也・根本彰・リーズ図書館情報学のフロンティア №10 図書館・博物館・
- 持っていても、職務となれば資料保存を実践するのである。と、非現用となった文書を多く移管した。このような発想を(2) ただし、この職員は、大学史料室が運用されるようになる
- (3) 外在情報を無視することはない。
- ることができる。記された内容からも可能である。
 古文書から抽出された形態・様式によって、偽文書を見つけ(4) 古文書学は真贋判定を目的とするものではないが、既知の
- が、この議論の前提もしくは追究すべき課題となる。5) 改変されたテキストとオリジナルとの差異が判明すること

ただし、この場合にも、不正な改変が業務として行なわれ

6

真正性は維持されなければならない。正な改変という事実を明らかにするものであり、そのことのたのであれば、その結果としての改変された業務文書は、不

- (7) 個人の備忘録が、業務文書以上に詳細な記録を残している(7) 個人の備忘録が、業務文書が既に廃棄されてしまっているような場合、個人のもとにある資料を収集しなければ資料の空白ができてした。そのような場合に個人が所蔵していた文書が、廃棄さまう。そのような場合に個人が所蔵していた文書が、廃棄された業務文書を補完するために、真正性が確保されなければれた業務文書を補完するために、真正性が確保されなければれた業務文書を補完するために、真正性が確保されなければれた業務文書を補完するために、真正性が確保されなければれた業務文書を補完するために、真正性が確保されなければれた業務文書を補完するために、真正性が確保されなければれた業務文書を補完するために、真正性が確保されなければれた業務文書を補完するために、真正性が確保されなければれた業務文書を補完するために、真正性が確保されなければれた業務文書を
- (8) アーカイブズにとどまるのではない、レコード・マネジメ

ならない。

- 究報告会講演論文集』、二○○二年五月、情報知識学会。四年度 1857 のメタデータ集合記述」『情報知識学会第10回研(9) 安澤秀一「佐賀藩勘定所大目安享保一○年度 1725―安政
- 有の性格による制約もある。情報媒体の性質を考慮した利用慮しなくてもよい場合がある。反対にデジタルアーカイブ固(10) 原本を利用するときの制約は、デジタルアーカイブでは考

を行なうことが必要である。

- 一九九七年、東寺宝物館。 一九九七年、東寺宝物館。 の内容―」『東寺文書十万通の世界―時空を超えて』図録、 上島有「東寺文書の伝来と現状について―展示の趣旨とそ
- (1) 佐藤進一「中世史料論」『日本中世史論集』、一九九〇年、

13 岩波書店、 山田渉 「中世的土地所有と中世的所有権」『歴史学研究別 初出は一九七六年。

管野文夫「本券と手継 東アジア世界の再編と民衆意識』、一九八三年、青木書店 ―中世前期における土地証文の性格―_ 一九八六年四月、

『日本史研究』二八四号、

のち、木村茂光

東京堂出版に収録 井原今朝男編『展望日本歴史8荘園公領制』、二〇〇〇年、

古澤直人『鎌倉幕府と中世国家』、一九九一年、

校倉書房。

14

外岡慎一郎 九九六年十月。 「使節遵行と在地社会」『歴史学研究』六九〇号

日本の古書店は絶版となった書籍に高い値を付ける。新刊

15

と考えているからであろうが、絶版の書籍であっても、日本 では手に入らない書籍であるから、ほしい人は高値でも買う え方が根本から違うというのが、経験者の実感とのことであ の古書店の値段を見慣れた者にはより安価な値段を、ロンド ンの古書店は設定しているとのことである。古書に対する考

16 都留重人監訳、岩波書店、二〇〇一年

17 平を拓く』、二〇〇〇年、東京大学出版会。以下、西野の指摘は この二冊による。 東京大学出版会。 西野嘉章『大学博物館―理念と実践と将来と』、一九九六年、 同『二十一世紀博物館―博物資源立国へ地

26

18

それが実現するか否かは、

大学博物館と同様に疑問である

(19) と言って、古書店からの収書を締め出すことは適切とは思 われない。確実に、 蔵書形成に困難を来すからである。

20 で問題にされ得る。 初出時の体裁のまま、 表記の統一も図らない場合は、

書評

21 ちには、見えていなかった情報である。 ただし、それが作成され受容されてきた過去の段階の人た 理解のためには必要

22 ってしまう。 その一例として、広重徹『科学の社会史』上・下、岩波書店[岩

あるという認識を忘れると、

研究者は、

過去への想像力を失

であるが、それは今の技術水準であるからこそわかる情報で

波現代文庫]、二〇〇二年・二〇〇三年を挙げられるであろう。

23 の廃棄をむしろ推奨するようである 学校図書館でも、大学以外は「除籍」として定期的な蔵書

24 -名古屋大学における理論と実践―」『名古屋大学大学文書 堀田慎一郎「大学アーカイブズと「大学資料」(刊行物資料

25 避に持つ脆弱性にある。 電子ジャーナルが危惧される点は、 デジタルデー タが不可

これも手間であるが、破れやすい紙の表紙を補強するため

資料室紀要』一四号、二〇〇六年。

27 あらたにハードカバーを付けるという理由は理解される。た これも紙媒体のジャー 通常の複写機では複写が困難になるのは否めない。 ナルが発行されていたことを示す史

料写真になる時代が来るかもしれない。

- 二〇一一年、初出は二〇〇〇年。南山大学図書館でも前近代(28) 西野嘉章『[新版] 装釘考』、平凡社 [平凡社ライブラリー]、
- (29) 堀田慎一郎前掲論文。の図書は扱いを変えている。
- を未来に―《翻訳論文集》、二○○六年、日外アソシエーツ)あす―責任のコンティニュアム」(記録管理学会・日本アーカイブズの世界―記憶と記録の、スー・マケミッシュ(坂口貴弘・古賀崇訳)「きのう、きょう、
- 必要性を説明するとき、その趣旨が理解されなければ、必要(31) わかりやすさだけが価値基準ではないが、アーカイブズの

性は認識されない。

にフランク・アップワード作成の図が掲載されている。

- 32) 中島康比古「レコードキーピングの理論と実践: レコード・マネジメント: 記録管理学会誌』五一号、二〇〇六年三月など。
- えるために』基調講演2・セッション3、二〇一〇年、平凡社。東京文化財研究所編『。オリジナル』の行方 文化財を伝

33

二〇一一年一一月など。 展的議論を進めるために」『アーカイブズ学研究』一五号、展の議論を進めるために」『アーカイブズ学研究』一五号、

How to Use the Materials in Museum, Library and Museum

NAGAI Eiji

Abstract

Today, the advance of digital technology makes it possible to treat the digital data of text, still picture, motion picture, sound and metadata without exception. Then we can recognize the cooperation among Museum, Library and Archives as a real issue. But the character of original material has variety, so we expect the different role to M, L and A.

The basis of the MLA cooperation is a mutual understanding. The materials are multifactor and have multiple aspects. We must discriminate to incorporate the M, L and A.

The purpose of this paper is to study comparatively the inherent role of M, L and A, and to bring up the base of their cooperation.